

東部海浜開発地区企業誘致促進業務委託（令和6年度）

公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

沖縄市

建設部 東部海浜開発局 計画調整課

第1 プロポーザルの目的

東部海浜開発地区企業誘致促進業務を委託するにあたり、業務に対する意欲があり、技術的能力等が優れた事業者を契約候補者として選定するため、実施するものであり、本要領により必要な事項を定める。

第2 業務の概要

(1) 業務名

東部海浜開発地区企業誘致促進業務委託（令和6年度）

(2) 業務の目的

本業務は、本市の地域イベントである東部地域11自治会の交流イベントとして開催される「沖縄市東部まつり」の開催日に合わせ、東部海浜開発地区（潮乃森）周辺で花火を打揚げるとともに、事業の周知やPRに取り組むことにより、当該地区の認知度や魅力の向上、機運醸成を図り、企業誘致促進に繋げていくことを目的としている。

また、沖縄州市制施行50周年記念の冠イベントとしてのPRを合わせて行う。

(3) 業務内容

概要仕様書のとおり

(4) 予算規模

予算限度額 14,705,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

プロポーザル選定結果に基づき、市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

(5) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

第3 プロポーザル実施スケジュール

公示	令和 6年 5月 1日
質問受付締切	令和 6年 5月10日12時まで
質問回答	令和 6年 5月14日12時までに回答
参加申込書提出締切	令和 6年 5月15日16時まで
企画提案書等受付締切	令和 6年 6月 3日12時まで
第1次審査（書類審査）	令和 6年 6月 4日
第1次審査結果の通知	令和 6年 6月 5日
第2次審査	令和 6年 6月12日（予定）
結果通知	令和 6年 6月 中旬（予定）
契約締結	令和 6年 7月 上旬（予定）
業務開始	令和 6年 7月 上旬（予定）

第4 参加資格要件

県内に本社がある者、または、県内に本社がある者を代表者とする共同企業体および業務提携を行う者で、以下に掲げる事項をすべて満たす者。

- (1) イベント(各市町村が開催した祭り等)または花火大会の企画・運営等の統括業務、広告制作等について豊富な知識を有し、同種及び類似の業務を過去5年以内に実施したことがあること。また、主任担当者においても、同様の業務実績(過去5年間)を有していなければならない。
- (2) 代表者または共同企業体は、雑踏警備(1級)及び交通誘導警備(2級以上)の有資格者が在席し、本業務に配置すること。また、交通誘導・雑踏警備の業務実績(過去5年以内に本業務と同規模【JVも含む】以上の警備体制)があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (6) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を市から受けていないこと。
- (7) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

- (8) 共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書を参加表明書の提出時に添付するものとする。

第5 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

① 様式

様式1 (質問書)

② 提出先

本要領第14に掲げる担当課

③ 提出方法

持参、送付、FAX 又は電子メール (いずれの方法でも受付期間内必着とする。)

④ 受付期限

令和6年5月10日 (金) 12時まで

⑤ 質問に対する回答の方法

令和6年5月14日 (火) 12時までに参加表明者全員にメールにて回答とする。

口頭及び電話での質問には原則応じない。(担当課において軽微と判断したものを除く。)

※公募に関係のない質問・意見等については回答しません。

第6 参加申し込み

(1) 提出書類等

提出書類	様式等	提出部数
公募型プロポーザル参加申込書	様式2	1部
履歴事項全部証明書等 ※直近のもの	・法人の場合：登記簿謄本 ・商号登記のある個人事業主の場合：商号登記簿謄本 ・商号登記のない個人事業主の場合：開業届の控えまたは身分証明書	1部
各種税金を滞納していないことが証明できる書類	○法人の場合 ・市町村税 ・都道府県民税 ・「法人税」、「消費税及び地方消費税」 ○個人事業主の場合 ・市町村税 ・都道府県民税 ・「法人税」、「消費税及び地方消費税」	各1部

※共同企業体の場合は全ての参加企業が提出すること。

※沖縄市内に支店・営業所等がある場合は法人市民税等の滞納のない証明書（沖縄市役所納税課にて発行）も併せて提出すること。

(2) 提出方法

①提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

②提出先

本要領第14に掲げる担当課

③提出期限

令和6年5月15日（木）16時まで

第7 企画提案

(1) 提出書類

様式等	提出書類	提出部数
様式3	企画提案書提出届	計8部 (原本1部、副本7部)
様式4	会社の概要、経営規模等	
様式5	業務実績	
様式6	本市のボランティア参加実績	
様式7	実施体制	
様式8	主任担当者及び担当者の資格・経歴等	
任意様式	企画提案書	
任意様式	参考見積書	
その他	参考資料(提案企業パンフレット等)	

(2) 提出方法

①提出期限

令和6年6月3日(月)12時まで

②提出先

本要領第14に掲げる担当課

③提出方法

持参又は送付(いずれの方法でも提出期限必着とする。)

④特記事項

追加資料等の提出等を求めることがある。

第8 企画提案作成要領

(1) 企画提案書に記載する項目

仕様書に基づき、次の順序に沿って作成すること。

なお、作成にあたっては、事業者の持つ独自の技術やノウハウなどが、どの部分で活かされているかなど、わかりやすく記載し、実現可能なものがあれば積極的に提案すること。ただし、今回の予算限度額の範囲内で実現できる内容に限る。

① 実施方針

② 実施工程

③ 概要仕様書5. 業務の内容に基づいて、具体的な内容、進め方

(2) 留意事項

- ① 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの受信確認を行うなどの対策を講じること。
- ② 提出された書類は提出期限までは原則改変できることとする。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限までに提出すること。
- ③ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。ただし、組織変更等やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可とする。
- ④ 企画提案書の内容は、略語や専門用語には注釈をつける等、わかりやすい提案書作成に努めること。
- ⑤ 提案書の内容は提案者が責任を持って必ず履行できる内容にすること。
- ⑥ 企画提案書は、日本産業規格（J I S）A 4版の片面印刷（A 3版をA 4サイズに折り込むことも可とする）とし、全体で30ページ以内とすること。また、文字サイズは10.5ポイント以上のフォントサイズとすること。
- ⑦ 採用された企画案については、実施段階において予算や諸事情により変更することがある。

第9 見積書作成要領

- (1) 仕様書に基づいた契約期間内に生じるすべての費用を見積もること。
- (2) 各工程単位で費用、工数（人日）などを明記した積算設計内訳書を作成すること。
- (3) 費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。

第10 審査・評価及び契約候補者の選定

(1) 審査・評価方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、市が設置する評価委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。

一次評価と二次評価の合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を契約候補者として選定する。

なお、下記(2)に示す失格事項等に該当するものがある提案者は審査の対象外とし、評価は行わないものとする。

(2) 失格事項等

- ①提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- ②参加資格要件を欠く場合
- ③見積価格が予算限度額を超える提案を行った場合
- ④提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤本実施要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ⑥同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ⑦選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(3) 企画提案書の評価

① 一次評価（書類審査）

一次評価採点基準に基づき書類評価を行い、上位3者程度（以下「二次評価対象者」という。）を選定する。審査結果は、文書（一次評価結果通知書）により通知するものとする。

② 二次評価（プレゼンテーション）※令和6年6月12日に実施予定

企画提案についてプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

二次評価対象者は、次の要領でプレゼンテーションを行うこと。

③ プレゼンテーション

(ア) 実施日時及び場所

一次評価結果通知書に併せて通知する。

(イ) 実施方法

- A) 1事業者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション及び審査委員との質疑応答を合わせて30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とし、後日指定する時間割により事業者ごとに実施する。
- B) 事前に提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。
- C) プレゼンテーションの説明者及び質疑対応は主任担当者とする。なお、担当者は2名まで同席することができるものとする。
- D) 二次評価実施日において欠席をした場合は、二次評価対象者から除外する。
- E) 機器等を使用して行う際は、必要な機器等は提案者にて用意すること。
（75型モニターテレビ及びHDMIケーブルはプレゼンテーション会場にあるため活用可能）

④ 結果の通知

審査結果は文書により通知するものとする。

⑤ 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、評価委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

※次表の評価基準をもとに算出した評価点が60%以上の評価点でなければ選定しないものとする。

なお、企画提案者が1社のみの場合にも上記を適用するものとする。

ア 一次評価

評価項目		評価基準
企業の能力	業務実績	当該業務を遂行するために、必要な知識・経験・資格
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制
	地理的条件	沖縄市に主たる事業所を有しているか (共同企業体の場合は構成員のいずれか)
	地域貢献等	本市のイベント等へのボランティア活動実績
担当者の能力	業務実績	主任担当者等の業務実績

イ 二次評価

評価項目		評価基準
実施方針		業務の趣旨・目的を十分に理解した企画となっているか。
実施工程		実施工程・フローは妥当か。
企画提案	花火打揚げ	・花火打揚げの数量・演出等に関して潮乃森の企業誘致推進に繋がる内容になっているか。 ・市制施行50周年を記念した魅力的な内容となっているか。
	安全対策及び交通対策・雑踏警備	・花火打揚げに伴う安全対策及び会場周辺の交通対策や雑踏警備が適切に講じられているか。
	花火打揚げに伴う広報活動	・花火打揚げの周知及び潮乃森の企業誘致促進に繋がる効果的な手法となっているか。 ・LIVE配信は安定的な通信かつインパクトのある動画配信となっているか。

	<p>潮乃森への企業誘致促進活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間分譲予定地の指定用途となる宿泊、健康医療、商業等に関連した県内外企業を対象に、潮乃森の認知度及び進出意欲が高まるような手法となっているか。 【メディア広告】 ・ 潮乃森の企業誘致促進につながる効果的なメディア広告となっているか ・ 広告効果測定は効果を数値化する等の可視化できる手法となっているか。 【潮乃森現地見学会の開催】 ・ 県内外へ幅広く潮乃森現地見学会の募集を周知し、多数の企業が参加できる提案内容となっているか。 【独自提案】 ・ 業務の目的を十分に理解し、潮乃森への企業進出の促進に繋がる効果的な提案内容となっているか。
--	----------------------	--

第 1 1 契約に関する基本事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

沖縄市は、契約候補者に対し、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、契約候補者が下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次順位候補者を見積書の徴する相手先として再特定するものとする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 沖縄市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 特定後に本要領第 10 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- ④ 見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。
- ⑤ 本業務委託契約の締結を辞退したとき。
- ⑥ その他の理由により契約締結ができないとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

- ② 本業務委託の仕様決定にあたり、契約候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。
- ④ 企画提案書に記載した主任担当者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約事務規則及び沖縄市業務委託契約約款によるものとする。また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

(4) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ決定する。

(5) 支払い条件

- ①部分払 3回以内
- ②完成払

※受託者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の10分の4を超えない範囲の額を前金払をすることができる。

(6) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領第10に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

第12 申請書等の配布

沖縄市公式ホームページに掲載する。(ダウンロードして使用のこと。)

第13 その他

(1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(5) 企画提案書等の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、当該書類の著作権は提出者に帰属するが、採用された提案書の使用権は沖縄市に帰属する。
- ② 提案された企画のすべてを実施するものではない。
- ③ 特定された企画提案書のうち業務の実施方針及びテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開する場合がある。
- ④ 本業務の契約手続きに関する情報公開請求があった場合は、沖縄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

第14 担当課

本プロポーザルの実施に係る担当課は、以下のとおりとする。

沖縄市 建設部 東部海浜開発局（計画調整課） 企業誘致担当
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
電話番号 098-939-1212 内線 (2675) 担当 親川
FAX 番号 098-939-6313
電子メール [a68keika【アットマーク】city.okinawa.lg.jp](mailto:a68keika@city.okinawa.lg.jp)
※【アットマーク】を@に置き換えてください。